

入会・退会に関する内規

制定：2016 年 1 月 31 日

最終改正：2025 年 1 月 26 日

1 入会申請

- (1) 入会希望者は入会申請書に必要事項を記載し、学会業務を委託する会社等（以下、業務委託先）に申し込む。
- (2) 正会員の申請に当たっては、原則として会員からの紹介を必要とする。常任理事会は、紹介者がいない申請者に対して、入会理由などの情報の提示を求める。
- (3) 学生会員の申請に当たっては、指導教員からの紹介を必要とする。指導教員は非会員でも可とする。

2 入会審査

- (1) 業務委託先は、毎月 20 日に入会申請（前月 21 日から当月 20 日）をとりまとめ、そのリストを事務局に送付する。リストには、正会員と学生会員の申請者に関する、会員種別、氏名、所属、紹介者、紹介者所属、申請日を含めることとする。紹介者がいない申請者に関しては、提示が求められている情報も併せて送付する。団体会員、賛助会員に関しては、組織名、担当者、連絡先を含めることとする。
- (2) 事務局は業務委託先から送付されたリストを常任理事会のメーリングリストに諮る。事務局は、入会申請者が 0 人であっても必ず報告する。
- (3) 常任理事は、原則としてリストの提示から 3 日以内にメーリングリスト上で承認の可否を回答する。事務局から入会申請者 0 人の報告があったときは、これを確認する。
- (4) 事務局は常任理事全員からの回答を確認し、その審査結果を 2 日以内に業務委託先に連絡する。
- (5) 入会日は翌月 1 日とする。
- (6) 業務委託先は審査結果の連絡から 1 週間程度を目処に、会員データベースへの登録を行うとともに、申請者に入会承諾書、入会金・年会費納入依頼（振込用紙）、当該年度に発行済みの会報と機関誌を発送する。

3 退会手続

- (1) 退会希望者は、退会の理由を付して届けを業務委託先に送付する。即時退会を希望する場合でも、当該年度の会費は納入することとする。
- (2) 即時退会を希望する届けが出された場合、業務委託先は入会審査と同様に毎月 20 日締めで事務局に連絡する。
- (3) 会員が逝去したときは退会したものとして、逝去した事実が判明した時点で、業務委託

先にその旨を連絡する。業務委託先は入会審査と同様に毎月 20 日締めで事務局に連絡する。

- (4) 業務委託先は年度末退会希望者のリストを毎年 3 月 20 日までにとりまとめ、事務局に送付する。0 人であってもその旨を連絡する。
- (5) 事務局は即時退会の場合はその届けのあった月に、年度末退会については毎年度末に、常任理事会メーリングリストにおいて報告し、常任理事はこれを確認する。
- (6) 当該年度の会費が納入されている場合には、希望者には当該年度発行分の会報と機関誌を発送する。
- (7) 即時退会を希望する場合には、手続きが終了した月の末日を退会日とする。
- (8) 未納分の会費がある場合には別途請求する。

4 会員資格の停止

- (1) 会費を、正会員においては 3 年、学生会員においては 2 年滞納した場合、当該年度末をもってその会員資格を停止する。この決定は常任理事会が行う。
- (2) 業務委託先は、毎年 2 月末に当該年度末で会費未納 3 年（学生会員においては 2 年）となる会員のリストをとりまとめて事務局に送付する。事務局はそのリストを常任理事会メーリングリストに諮り、毎年 3 月 20 日までに資格停止となる会員を決定する。
- (3) 会報および機関誌の送付は当該年度末で中止する。
- (4) 会員資格停止となった会員に対して、本人への通知を行う（ただし、連絡先不明者を除く）。

5 会員種別・要件

- (1) 会員が会員種別の変更を希望する場合には、すみやかに業務委託先へ届け出るものとする。
- (2) 会員種別の変更に当たって入会金は不要とする。
- (3) 会員種別の変更を希望する届けが出された場合、業務委託先は入会審査と同様に毎月 20 日締めで事務局に連絡する。
- (4) 事務局は業務委託先から送られた変更届を常任理事会メーリングリストにおいて報告し、常任理事はこれを確認する。
- (5) 学生会員から正会員への会員種別の変更は、会員の希望により当該年度での変更を認める。常任理事会ではメーリングリストにおいて確認する。
- (6) 会員種別の変更を希望する会員は変更確認が完了した後、正会員と学生会員の会費の差額を速やかに支払うものとする。日本図書館情報学会規約第 7 条の正会員の権利については、常任理事会での変更確認が完了した翌月 1 日より発生するものとする。
- (7) 正会員から学生会員への変更を行う場合には、所属機関の指導教員の紹介を必要とする。
- (8) 学生会員が所属機関を変更して学生会員を継続する場合には、変更先の機関の指導教員

の了解を新たに必要とする。

- (9) 正会員から学生会員への会員種別の変更は毎年 4 月 20 日までの申し出を当該年度での変更として取り扱う。それ以降の変更は全て翌年度からの変更とし、当該年度での会員種別の変更は認めない。

6 会報への掲載

- (1) 前号の刊行以後の入会者、会員種別を変更した者、即時退会者に関して、会報に掲載する。
- (2) 年度末退会者、資格停止となった会員は、まとめて翌年度最初の会報に掲載する。

付則 本内規は 2016 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 本内規は 2017 年 1 月 29 日から施行する。
- 3 本内規は 2020 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 本内規は 2025 年 4 月 1 日から施行する。